有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年1月28日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　宮原　幸一郎　殿

本店所在地	東京都中央区銀座六丁目２番１号
不動産投資信託証券発行者名	日本ヘルスケア投資法人
	（コード：３３０８）
代表者の役職・氏名 （署名）	執行役員 鈴木俊一

当法人の執行役員である鈴木俊一は、当社の2019年５月１日から2019年10月31日までの第11期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

記

１．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務及び機関の運営に関する一般事務を大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務をみずほ信託銀行株式会社に、投資主名簿管理等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、計算、会計帳簿の作成及び納税に関する一般事務を税理士法人令和会計社（以下「会計事務等の一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であります。

２．有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書の作成は、資産運用会社において財務部が所管しており、会計事務等の一般事務受託者が作成した会計帳簿及び関係部署より同部に集約された必要な情報に基づいて、関係法令に従い、原案を作成します。記載内容のうち法令及び税務に係る事項については、それぞれ法律事務所及び会計事務等の一般事務受託者の助言を受け、また、財務諸表については会計監査人による会計監査を受けております。その上で、資産運用会社の取締役会での決議を経て、関東財務局長あて提出しております。

３．不実の記載がないと認識するに至った理由

(1)　上記のとおり、資産運用会社において、有価証券報告書を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが構築されており、かつ適切に運用されていること。

(2)　月１回程度の頻度で開催される本投資法人の役員会において、本投資法人の資産運用の状況及びコンプライアンスの状況等について資産運用会社から報告を受けており、資産運用会社の内部管理体制の状況及びその有効性について確認していること。

(3)　本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を受け、無限定適正意見の監査報告書を受領していること。

以　上